

改正案	現行
提案基準 1 8 「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」 自然的土地利用と調和のとれた運動・レジャー施設又は墓地に管理上又は利用増進上併設される併設建築物で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第 3 4 条第 1 4 号又は令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 <u>なお、第二種特定工作物に係る併設建築物については、本提案基準は適用しない。</u> 1 「運動・レジャー施設」は、次の各号のいずれかに該当すること。 (1) <u>ゴルフコース又は令第 1 条第 2 項第 1 号に該当する工作物であること。</u> (2) <u>県南部・東部地域において、市町村まちづくり方針に位置づけられたキャンプ場、ピクニック緑地等で、地域振興に資すると当該市町村長が認める施設であること。</u> 2 「墓地」は、墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する墓地であること。 3 予定建築物は、物理的及び機能的にみて当該運動・レジャー施設又は墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物で、規模、設計、配置、内容等が適切であり、かつ、原則として次の各号のすべてに該当すること。 (1) 用途は、次の各号のいずれかに該当すること。 ア 要件 1 (1) に該当する場合は、管理事務所、休憩所、クラブハウス等であること。 イ 要件 1 (2) に該当する場合は、管理事務所、炊事場、便所等であること。 ウ 墓地は、管理事務所、便所、納骨堂等であること。 (2) 容積率は、4 パーセント以下であること。 (3) 建蔽率は、2 パーセント以下であること。 4 敷地の規模は、運動・レジャー施設にあっては、おおむね 0. 3 ヘクタール以上、墓地にあっては、0. 1 ヘクタール以上であること。 5 地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること。 ＜留意事項＞ ア 自然的土地利用と調和のとれた運動・レジャー施設には、騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるものは該当しない。 イ 墓地には、ベツト霊園は該当しない。 ウ 県南部・東部地域とは、五條市、御所市、宇陀市、高取町、明日香村、吉野町、大淀町及び下市町をいう。 エ 市町村まちづくり方針とは、県との協議を経て市町村が策定し公表されたものをいう。 オ 「市町村まちづくり方針に位置づけられたキャンプ場、ピクニック緑地等で、地域振興に資すると当該市町村長が認める施設」であるかについては市町村長の意見書により確認する。 <u>なお、当該意見書は、県都市計画部局との協議を了した旨を併記したものであること。</u>	提案基準 1 8 「<u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設</u>又は墓地に係る併設建築物」 自然的土地利用と調和のとれた<u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設</u>又は墓地に管理上又は利用増進上併設される併設建築物で、次に掲げる要件に該当し、やむを得ないと認められるものについては、法第 3 4 条第 1 4 号又は令第 3 6 条第 1 項第 3 号ホの規定により開発審査会に附議することとする。 1 予定建築物は、物理的及び機能的にみて当該運動・レジャー施設又は墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物で、規模、設計、配置、内容等が適切であり、かつ、原則として次の各号のすべてに該当すること。 (1) 用途は、<u>運動・レジャー施設にあっては、管理事務所、休憩所、クラブハウス等であり、墓地にあっては、管理事務所、便所、納骨堂等であること。</u> (2) 容積率は、4 パーセント以下であること。 (3) <u>建ぺい率</u>は、2 パーセント以下であること。 2 敷地の規模は、運動・レジャー施設にあっては、おおむね 0. 3 ヘクタール以上、墓地にあっては、0. 1 ヘクタール以上であること。 3 地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること。 ＜留意事項＞ ア 自然的土地利用と調和のとれた<u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設</u>とは、<u>野球場、庭球場、陸上競技場等であり</u>、騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるものは該当しない。 イ <u>墓地とは、墓地、埋葬等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する墓地をいい、ベツト霊園は該当しない。</u>

カ 「地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること」について、<u>地元市町村の環境の保全上等に支障がない旨の当該市町村長の意見書により確認する。</u> キ <u>墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物には、葬祭場等は含まない。</u> 【解説 P65 参照】	ウ <u>要件1の本文でいう墓地に不可分一体のものとして附属的に併設される建築物には、葬祭場等は含まない。</u> 【解説 P65 参照】
---	---

改正案	現行				
<table><tr><td>提案基準 1 8 「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」</td><td>法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ</td></tr></table> ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 8（P83） 1 要件 3 について (1) 要件 3（1）アの「管理事務所、休憩所、クラブハウス等」とは、当該運動・レジャー施設の管理上設けられる管理事務所、器具庫等、並びに、利用増進上設けられる更衣室、便所、休憩室、小規模な観覧席、及び、当該運動・レジャー施設利用者のみを対象とした喫茶室等をいう。 (2) 要件 3（1）イの「管理事務所、炊事場、便所等」には、<u>宿泊施設（コテージ、バンガロー等）、入浴施設は含まない。</u> (3) 「<u>内容等が適切</u>」には、当該施設の利用者数に対応した駐車場が原則としてその敷地内に配置されていること、及び、その駐車場の車路等が安全上支障ないよう計画されていることを含む。 (4) 「容積率は、4 パーセント以下であること。」、「<u>建蔽率は、2 パーセント以下であること。</u>」とあるが、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 併設建築物が平屋建てであるため、容積率は 4 パーセント以内であるが、<u>建蔽率</u>が 2 パーセントを超える場合 イ 敷地規模が小さいため、合理的に計画された併設建築物が、容積率等の制限を超える場合 ウ その他特段の事由があり、やむを得ないと認められる場合 (5) 観覧席は屋根の有無にかかわらず座席、通路等を床面積に算入し、容積率、<u>建蔽率</u>を算出すること。 2 留意事項アについて 「騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるもの」とは、サーキット等をいう。	提案基準 1 8 「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ	<table><tr><td>提案基準 1 8 「<u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物</u>」</td><td>法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ</td></tr></table> ◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節〔審査基準 2〕提案基準 1 8（P83） 1 要件 1 について (1) <u>運動・レジャー施設の「管理事務所、休憩所、クラブハウス等」とは、当該運動・レジャー施設の管理上設けられる管理事務所、器具庫等、並びに、利用増進上設けられる更衣室、便所、休憩室、小規模な観覧席、及び、当該運動・レジャー施設利用者のみを対象とした喫茶室等をいう。</u> (2) 「<u>内容等が適切</u>」には、当該施設の利用者数に対応した駐車場が原則としてその敷地内に配置されていること、及び、その駐車場の車路等が安全上支障ないよう計画されていることを含む。 (3) 「容積率は、4 パーセント以下であること。」、「<u>建ぺい率は、2 パーセント以下であること。</u>」とあるが、次のいずれかに該当する場合については、この限りでない。 ア 併設建築物が平屋建てであるため、容積率は 4 パーセント以内であるが、<u>建ぺい率</u>が 2 パーセントを超える場合 イ 敷地規模が小さいため、合理的に計画された併設建築物が、容積率等の制限を超える場合 ウ その他特段の事由がありやむを得ないと認められる場合 (4) 観覧席は屋根の有無にかかわらず座席、通路等を床面積に算入し、容積率、<u>建ぺい率</u>を算出すること。 2 要件 3 について 「<u>地元市町村の土地利用計画において、環境の保全上等に支障がないと認められること</u>」については、<u>地元市町村の環境の保全上等に支障がない旨の当該市町村長の意見書により確認する。</u> 3 留意事項アについて 「騒音、振動、粉塵等により周辺環境の悪化をもたらすおそれのあるもの」とは、サーキット等をいう。	提案基準 1 8 「 <u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物</u> 」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
提案基準 1 8 「運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ				
提案基準 1 8 「 <u>1 ヘクタール未満の運動・レジャー施設又は墓地に係る併設建築物</u> 」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ				